



行政報告

都市間特急バスすずらん号の運行廃止について

十勝バス株式会社とくしろバス株式会社が共同で、本町を経由し、帯広釧路間を運行しております都市間特急バスにつきまして、両バス会社より乗車率が悪く不採算路線となっていることから、来年4月1日より廃止したい旨、申し入れがありました。

都市間特急バスは、平成19年3月に十勝バス株式会社により運行の路線バス帯広浦幌線の廃止に伴い、当時、「レストランつらほる亭」様前の1か所の乗降で国道38号線を行ってまいりました都市間特急バスを、浦幌市街地への乗り入れについて両バス会社に要請し、浦幌市街地3か所、吉野地区1か所で乗降できるようになり、現在、1日2便が運行され、町は、各バス会社へ年間35万円、合わせて70万円の財政支援を行っております。

都市間特急バスの帯広浦幌間の利用者数の実績につきましては、十勝バス株式会社から提供いただいた資料によりますと、平成21年度においては、年間444人、1日当たり1.2人となっております。都市間特急バスの運行当時から採算面では厳しい状況だったと伺っておりますが、バス会社としては、これ以上の累積赤字は経営的に厳しく、路線の維持が困難であるとのことであり、町としての赤字分の補てんを行うことも財政的に厳しいことから、両バス会社に継続運行を強く要請することも難しく、廃止もやむを得ないものと考えているところであります。

また、都市間特急バスが廃止となった場合の代替として、仮に、十勝バス株式会社帯広浦幌間を1日1往復、運行した場合の経費について試算を依頼したところ、年間において約1千万円の赤字になるとの試算結果が示されましたが、これを町単独で負担することも厳しい状況にあります。

帯広方面への公共交通機関の確保は重要な課題ではありますが、財政負担を考慮しますと、現在、上り9便、下り7便あるJR普通列車の利用に頼らざるを得ないと考えているところであります。今後は、第3期まちづくり計画において検討を行うこととしているコミュニティバス運行の実証試験も含め、町内における望ましい公共交通のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

【役場・社会教育・体育施設関係】

- 役場
12月31日(金)～1月5日(水)
- 中央公民館
12月31日(金)～1月5日(水)
- 厚内公民館
12月30日(木)～1月6日(木)
- 上浦幌公民館
12月29日(水)～1月6日(木)
- 吉野公民館
12月30日(木)～1月6日(木)
- 図書館
12月30日(木)～1月5日(水)
- 博物館
12月31日(金)～1月5日(水)
- 総合スポーツセンター
12月30日(木)～1月5日(水)
- 町民スケートリンク
1月1日(土)～1月3日(月)
- アイスアリーナ
12月30日(木)～1月5日(水)

役場や医療機関など

年末年始の休日をお知らせします

【衛生関係】

- 一般家庭ごみの収集
12月31日(金)～1月3日(月)
- 資源ごみの収集
12月30日(木)～1月5日(水)
※市街地区は11日(火)から。
- 健康湯
1月1日(土)～1月3日(月)
※12月31日(金)は14時～19時まで営業します。
- くりりんセンター
12月31日(金)午後～1月2日(日)
※家庭ごみの搬入は、10kg ごとに160円の料金がかかります。
住所:帯広市西24条北4丁目
電話:0155-37-3550

【医療機関関係】

- 患者輸送バス
12月30日(木)～1月3日(月)
- 町立診療所
12月29日(水)～1月3日(月)
- 多田医院
12月29日(水)午後～1月3日(月)
- 桜町歯科診療所
12月30日(木)～1月4日(火)
- 浦幌歯科診療所
12月29日(水)～1月4日(火)
- 浦幌整骨院
12月30日(木)午後～1月4日(火)
- 本別国民健康保険病院
12月31日(金)～1月5日(水)
注:1月2日の日曜救急当番医院はありません。

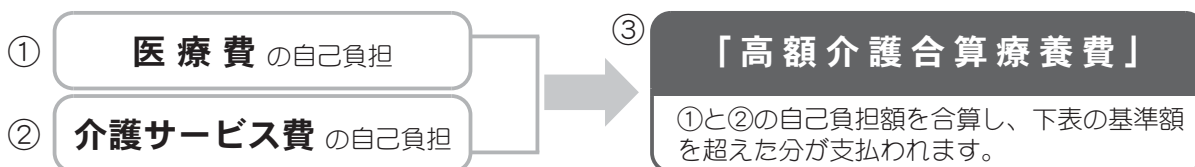
後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費の制度と申請手続き等について～

■ 高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者が、「①病院にかかったとき」と「②介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合は、「③超えた額が高額介護合算療養費」として支給されます。なお、役場町民課窓口への申請が必要となります。



役場町民課の窓口へ
申請が必要です。



負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

◎後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

◎支給額が500円未満の場合は支給されません。

【申請手続き】

平成21年度分（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より1月に申請のご案内をします。

■ 臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、各市町村窓口を設置していますので、詳しくはお問合せください。

「臓器提供意思表示シール」

〒北海道後期高齢者医療広域連合（TEL 011 - 290 - 5601）、役場町民課介護保険係（TEL 576 - 2114）